

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称) ニトリモール東八三鷹建設事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：株式会社ニトリホールディングス
代表者：代表取締役 似鳥 昭雄
所在地：北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) ニトリモール東八三鷹建設事業
種 類：自動車駐車場の設置
- 対象事業の所在地
東京都調布市深大寺東町八丁目 33 番 1 号他
東京都三鷹市野崎一丁目 13 番 8 号他

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

工事施行中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動及び工事完了後の設備の稼働に伴う騒音・低周波音の予測では、予測地点として最大値が出現する地点を含む範囲を計画しているが、計画地は、西側は第一種低層住居専用地域に、北側は第一種住居地域に接していることから、最大値出現地点のほか、周辺住居等に配慮した予測地点を設けること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。